ヒグマ捕獲許可取扱方針(道案)

第1 総 則

1 趣旨

この方針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第7条の2に基づき第二種特定鳥獣管理計画として策定した北海道ヒグマ管理計画(以下「管理計画」という。)の目的(人身事故防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減並びに地域個体群の存続)を達成するため、法第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等又は鳥類の採取等の許可(以下「捕獲許可」という。)に関する事務の取扱について、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年北海道規則第58号)に定めるもののほか、第12次北海道鳥獣保護管理事業計画(以下「事業計画」という。)及び鳥獣捕獲許可取扱要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 捕獲等の目的

この方針において適用する捕獲の目的は、管理(生活環境及び農林水産業被害の防止)を目的とする捕獲等に適用する。管理計画第2章の2(数の調整に関する事項)及び事業計画第4の2(目的別捕獲許可の基準)により、管理(数の調整)を目的とした捕獲等は行わない。

なお、学術研究目的、保護目的、その他特別な事由目的のうち伝統的な祭礼行事目的の捕獲等は、要領に基づき取り扱うこととし、その他特別な事由目的のうち技術者育成捕獲目的の捕獲等の取扱いは別途定める「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲実施要領」による。

捕獲目的	適用する要領等
管理(生活環境被害防止)	ヒグマ捕獲許可取扱方針
管理 (農林水産業被害防止)	ヒグマ捕獲許可取扱方針
管理(数の調整)	※数の調整目的の捕獲は実施しない
学術研究	鳥獣捕獲許可取扱要領
保護	鳥獣捕獲許可取扱要領
その他(伝統的な祭礼行事)	鳥獣捕獲許可取扱要領
その他(ヒグマ対策技術者育成)	ヒグマ対策技術者育成のための捕獲実施要領

(1) 人間の生活圏域における生活環境被害、農林水産業被害の防止目的

- ア 出没個体に対する対応
 - (ア) 市町村が、ヒグマ出没時の対応方針(平成 年 月 日生物第 号)に基づきヒグマの出 没に際して迅速に対応できる体制の整備を図る場合(予察許可)(以下「体制整備」という。)
 - (イ) 当該年度に市街地や農用地及びその周辺へ出没している個体を、有害性の段階を判断する ために銃器を携行した出動をする場合、又は問題個体と判断した個体を捕獲等する場合
 - (ウ) 前年度から出没している問題個体を捕獲等する場合
- イ 農林水産業被害に対する対応
 - (ア) 当該年度に農林水産業に被害を及ぼしている問題個体を捕獲等する場合
 - (イ) 前年度に被害を及ぼしていた問題個体を捕獲等する場合
- ウ 人身事故に対する対応(人間の生活圏域及びヒグマの主要な生息地を問わない)
 - (ア) 人身事故を起こした個体を捕獲等する場合
 - (イ) 出没情報により、人間に付きまとうなど、いつ人身事故を起こしてもおかしくない個体を 捕獲等する場合

(2) ヒグマの主要生息地における生活環境被害(人身被害)等の防止目的

ア 送電線の保守点検者等の安全確保対応

電力会社、ダム管理者、測量調査等を行う者(電力会社等から保守業務を受託した電気保安、 森林管理等の会社を含む。)からの依頼により送電線等の保守点検者等の人身被害の防止のた め、護衛として銃器を携行したハンターの同行を必要とする場合又は銃器を携行したハンター が保守点検等のルートの事前調査を行う場合など

イ 森林管理従事者の安全確保対応

森林の管理を行う者の人身事故防止のため、護衛として銃器を携行したハンターの同行を必 要とする場合、又は銃器を携行したハンターが森林施業地等の事前調査を行う場合など

ウ 公益的な事業に従事する者の安全確保対応

公益的な事業であって、かつ当該地以外ではその目的を達成できない行事に従事する者の人 身事故防止のため、護衛として銃器を携行したハンターの同行を必要とする場合、又は銃器を 携行したハンターが事前調査を行う場合

(3) 上記以外の目的

養蜂業などヒグマの主要な生息地における産業活動などに被害を及ぼしている特定の個体を 捕獲等する場合

第2 許可の基本的考え方

この方針における管理区域及び管理方法は、管理計画第2章の3(2)の②総捕獲数管理で示した次 の6地域に区分し、それぞれの個体数指数に応じた管理措置を講ずる。

- 1 管理区域(管理計画 資料 1 参照)
 - (1)渡島半島地域
- ・・・渡島、檜山の全部及び後志の一部
- (2) 積丹・恵庭地域
- ・・・石狩、後志、胆振の一部

(5) 道東・宗谷地域(東部)・・・釧路、根室の全部及びオホーツク、十勝の一部

- (3) 天塩・増毛地域
- ・・・留萌の全部、石狩、空知、上川の一部
- (4) 道東・宗谷地域(西部)・・・宗谷の全部、上川、オホーツク、十勝の一部
- (6) 日高・夕張地域
- ・・・日高の全部及び空知、胆振、上川、十勝の一部
- 2 管理方法

この方針は、管理計画第2章 3(2)地域個体群存続のための方策 ②総捕獲数管理の「通常措 置」の管理水準における取扱いとして定めたものであり、「個体数回復措置」及び「緊急保護措置 | の管理水準における地域個体群には適用しない。

(1) 個体数水準の決定

管理区域の個体数水準は、毎年、環境生活部においてヒグマ保護管理検討会の意見を聴いて 決定し、計画期間におけるメスグマの捕獲目安頭数を示し、(総合)振興局において個体数水 準に応じた指導を行う。

(2) 通常措置の管理水準における取扱

管理水準が通常措置のときは、(総合)振興局において特に捕獲頭数の制限は行わず、前年 等の出没状況、捕獲実績等に応じた許可頭数を設定し、許可することとする。

なお、予防水準を下回るおそれのある管理区域が生じた場合は、当該年度内は許可捕獲の頭 数制限は行わず、環境生活部において対象とする区域の次年度における狩猟による捕獲の自粛、 又は捕獲禁止措置を検討することとする。

- 3 出没地域による対応
 - (1) 人間の生活圏域における対応

ヒグマの恒常的生息域外、又ヒグマの恒常的生息域に接する地域であり、出没に対してパト

ロールにより有害性の段階を判断し、段階が高い問題個体は積極的な捕獲等に努めるとともに、 段階の低い個体は積極的な捕獲等は行わない。

(2) ヒグマの主要生息地における対応

ヒグマの恒常的生息域であり、人間側が適切な行動をすることにより問題個体である確率が 低いことから、可能な限り、遭遇しないための取組や追い払い行為に努める。

※恒常的生息域外:人里の農地や集落周辺などクマ類の恒常的生息域でない地域で、季節的あるいは一時的に出 没する地域

※恒常的生息域 : クマ類が生活史の大部分をすごし、年間を通じてクマ類が生息・分布する地域。山地・丘陵、

森林(二次林を含む。)、原野など、人の居住地が少ない地域にあたる。通常生息域も同義

で使われる。

出典:クマ類出没対応マニュアル (2007年3月:環境省自然環境局)

第3 捕獲許可の基準

1 人間の生活圏域における生活環境被害、農林水産業被害の防止目的

(1) 許可対象者

許可の対象者は、原則として、市町村又は法第9条第8項の環境大臣の定める法人(農業協同組合、森林組合等。以下「農協等」という。)であること。

なお、個別の農家、森林所有者等から依頼を受けた者の申請は、次の理由により法第9条第 3項に該当すると判断し、原則として許可しないこととする。

ア 法第9条第3項第3号(第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に支障)該当

管理計画における被害防止のための方策は、①問題個体を発生させないための取組と②出没個体の有害性に応じた対応であり、農地への侵入防止対策や誘引物の除去と合わせて、出没した個体の有害性の段階判断を行い、捕獲等の判断を行うものである。

そのため、防除対策や有害性の段階判断は、1カ所に出没した個体だけの判断ではなく、広域的に出没する個体に対しての判断が必要であることから、市町村などにおいて判断されるものであり、個々の農家の依頼を受けた従事者が判断し捕獲等することは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組に支障を及ぼすものである。

イ 法第9条第3項第4号(住民の安全確保に支障)該当

出没するヒグマへの対応は危険を伴うものであることから、駆除実施隊員等は複数名で従事 し、万が一手負い(半矢個体)にした場合であっても、応援を要請し追跡体制が整っているこ とが重要である。

そのため、個別の農家等の依頼に基づく個人申請では、許可区域が限定され、追跡対応が出来ないことにより、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものである。

(2) 捕獲等に従事する者

ア 捕獲等に従事する者の資格

捕獲等に従事する者は、銃器を使用する者は第一種銃猟免許を、わなを使用する者はわな猟 免許を所持する者であり、原則として、出没に対して速やかに出動できる地域に居住している 者であること。

また、次の要件のいずれかを満たしていること。

- (ア) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律 第 134 号) 第 9 条第 2 項の鳥獣被害対策実施隊員
- (イ) 許可申請日前1年以内に法第55条第1項に規定する北海道知事の狩猟者登録を受けている 者

- (ウ) 捕獲等により損害が生じた場合の賠償能力を備えている者
- イ 捕獲等に従事する者の数

捕獲等に従事する者の人数は、次の目的に応じた人数以内であること。

(ア) 生活環境被害防止目的(農林業被害防止目的を兼ねる場合を含む) 市町村が体制整備した鳥獣被害対策実施隊により必要と認められる人数以内(駆除実施隊 員の追加を含む)

(イ) 農林業被害防止目的

20 名以内とする。ただし、市町村合併や区域が広大な市町村など従事者の担当区域が分かれる場合は、地区ごとに 10 名以内で加算することできるものとする。

(3)捕獲等の数量

1件の許可につき、近年の捕獲実績により想定される頭数以内であること。

また、管理計画第2章の3(2)の②総捕獲数管理 エ 地域別の捕獲上限数の設定を勘案し、 概ね次の管理区域ごとに示す頭数以内であること。

\mathcal{P}	渡島半島地域		20 頭以内
1	積丹·恵庭地域		5頭以内
ウ	天塩・増毛地域		5頭以内
エ	道東・宗谷地域(西部)	30 頭以内
オ	道東・宗谷地域 (東部)	10 頭以内
カ	日高・夕張地域		30 頭以内

参考 (【表5 地域別メス捕獲上限と平成33年時点の予測個体数】)

地域名	H26	計画期間	左列捕獲時	【参考】	【参考】
	個体数	総メス捕獲	H33 予測	H22~26 間	H29~33間
	平均値	上限数	個体数	年平均メス	年平均メス
				捕獲数	捕獲上限目安
①渡島半島	1, 700	400	1, 400	3 7	8 0
②積丹·恵庭	800	2 0	1, 100	2	4
③天塩・増毛	900	2 0	1, 300	2	4
④道東・宗谷	3, 800	_	_	112	_
a 西部	2, 700	600	2, 000	7 2	1 2 0
b 東部	1, 200	200	1, 200	4 0	4 0
⑤日高・夕張	3, 400	750	3, 100	8 2	150

(4)捕獲等の目的

- ア 市町村申請であって、近年の出没情報(野生鳥獣被害調査取扱要領のヒグマ出没状況調査表 (第3号様式)による。)に基づく予察許可であること。又は現に出没している個体に対応す るものであること。
- イ 市町村又は農協等申請であって、近年の農林水産業の被害状況(野生鳥獣被害調査取扱要領の獣類(アザラシ類を除く。)による農林水産業被害状況調査(第2号様式)等による。)に 基づく予察許可であること。又は現に農林水産業被害を発生させている個体に対応するものであって、原則として、被害を防止できない若しくは被害防止対策によっても被害防止できない ものであること。
- ウ 人身事故を起こした個体、又は付きまといなど人身事故を起こしそうな個体を捕獲等するものであること。

(5) 捕獲等の期間

- ア 生活環境被害防止目的の場合は、近年の出没情報に基づく冬眠開けの春季から冬眠に入る初冬までの期間内であること。
- イ 農林水産業被害防止目的の場合は、作物の収穫までの被害が発生する期間に限ること。
- ウ 現に出没又は被害を発生させている個体を捕獲等するために必要と認められる期間であること。

(6) 捕獲等の区域

ア 市町村長申請の場合

(ア) 銃器による場合

市町村長は、生活環境被害及び農林水産業被害の防止に対応するため、管轄する区域内、又は必要に応じて隣接する市町村の区域(隣接する市町村の承諾を得た場合に限る。)であること。

なお、市街地周辺に出没する個体などにも対応できるよう、ヒグマの出没時の対応方針に基づき、施行細則第7条第1項第7号の場所又は区域(鳥獣保護区、公道、社寺境内等)のうち、発砲も想定されている場所等を捕獲禁止区域から除外することが検討されているものであること。

また、法第 35 条の場所(銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域に限る。)が含まれる場合は、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合であって、かつ住民の安全の確保又は指定地域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(イ) はこわなによる場合

はこわなの設置区域は、被害の発生地及びその周辺に限るものであり、ヒグマの主要な生息地である森林内への設置は必要最低限の範囲であること。

(ウ) くくりわなによる場合

< くりわなの設置箇所は、捕獲対象の問題個体を捕獲等するために必要と認められる場所に 限定されているものであること。

イ 農林業被害防止目的での農協等申請の場合

農林業被害防止目的の農協等申請である場合は、被害の発生地を結んだ範囲及びその周辺に限るものとし、ヒグマの主要な生息地である森林内での捕獲等は必要最低限の範囲であること。

(7)捕獲等の方法

ア 銃器による場合(予察許可を認める。)

法第36条の危険猟法(据銃等)は用いないこと。

- イ はこわなによる場合(予察許可を認める。)
 - (ア) 被害防除対策が適切に行われており、かつ銃器での捕獲等が困難であること。(予察許可の場合は、前年の取組が適切に行われていたこと。)
 - (1) 最大設置個数を適切に管理できる体制であること。
 - (ウ) 捕獲後の止めさしが適切に行われるものであること。
- ウ くくりわな (予察許可は認めない。)
 - (ア) 法第36条の危険猟法(つり上げ式くくりわな)は用いないこと。
 - (1) 銃器及びはこわなでの捕獲等が困難であること。
 - (ウ) 捕獲対象とした段階 2 以上の問題個体を捕獲等するために、くくりわなの使用が必要と認められるものであり、輪の直径が捕獲対象とした個体の足跡幅から勘案して、適切な大きさであること。
 - (I) よりもどしが装着されているものであり、かつワイヤーの直径が4ミリメートル以上であること。
 - (オ) 捕獲後の止めさしが適切に行われ、かつ安全対策が図られていること。

- (カ) 捕獲等した個体が、対象とした個体であったかどうかの検証が行われるものであること。
- エ その他の捕獲方法

アマッポ(自動発射式弓矢)、口発破(爆薬入り餌撒き)など他人の生命又は身体に重大な 危害を及ぼすおそれがあるわな等を使用する猟法は認めない。

- 2 ヒグマの主要生息地における生活環境被害(人身被害)等の防止目的
 - (1) 許可対象者

許可の対象者は、国、道、市町村、農協等及びヒグマの主要な生息地に業務として行くことが必要と認められる者から依頼を受けた者であること。

(2) 捕獲等に従事する者

ア 従事者の資格

捕獲等に従事する者は、第一種銃猟免許を所持する者であり、業務に同行できる者であること。

また、捕獲等により生ずる危害の防止又は損害の賠償能力について、次の要件のいずれかを満たしていること。

- (ア) 依頼した会社等が賠償を負うことが証明されている場合
- (イ) 賠償能力として民間の保険に入っている場合((一社)大日本猟友会の共済保険は、護衛業務として行われる行為は対象外)
- イ 従事者の数

捕獲等に従事する者の数は、業務区域に応じて、必要と認められる人数以下であること。

(3)捕獲等の数量

必要最低限の頭数であり、かつ、地域個体群の存続に影響を及ぼさない頭数であること。 (原則として3頭以内)

- (4) 捕獲等の目的
 - ア 施設の保守・点検業務の場合

ヒグマの主要な生息地に存在する施設に、銃器を携行した者を同行させる必要性が認められるものであること。また、ヒグマとの遭遇防止対策や追い払い対策など過剰な捕獲等を防止する措置が図られているものであること。

イ 森林管理業務等の場合

ヒグマの主要な生息地に位置する業務地に、銃器を携行した者を同行させる必要性が認められるものであること。また、ヒグマとの遭遇防止対策や追い払い対策など過剰な捕獲等を防止する措置が図られているものであること。

ウ 公益的な事業等の場合

公益的な事業であって、かつヒグマの主要な生息地である当該地以外では、その目的を達成できないと認められる行為に従事する者の人身事故防止のため、自らが銃を携行する場合、又は護衛として銃器を携行したハンターの同行を必要とする場合、若しくは銃器を携行したハンターによる事前調査を行う場合であること。また、ヒグマとの遭遇防止対策や追い払い対策など過剰な捕獲等を防止する措置が図られているものであること。

(5)捕獲等の期間

業務期間に応じた必要と認められる期間であり、原則として6ヶ月以内であること。

- (6) 捕獲等の区域
 - ア 原則として、捕獲等の区域が、第3の1(3)「捕獲等の数量」で区分した管理区域の範囲であること。ただし、営業所の管轄区域が2又は3の管理区域にまたがる場合は、営業所の管轄区域の範囲であること。
 - イ 施設の位置(施設に到達するまでの区間を含む。)又は業務区域が明確であり、必要性が

認められる区域(周辺区域は原則としてライフル弾の最大有効射程距離である片側 300 メートル以内)であること。

ウ 規則第7条第1項第7号の場所又は区域が含まれる場合は、その区域が含まれないと目的 を達成できないと認められるものであって、施設に到達するまでの区間に公道(登山者、住 民等が通行する歩道等)が含まれている場合は、その安全性の確保が図られているものであ ること。

また、法第35条の場所(銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域に限る。)が含まれる場合は、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合であって、かつ住民の安全の確保又は指定地域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(7)捕獲等の方法

銃器によるものとし、法第36条の危険猟法(据銃)は用いないこと。

3 上記以外の目的

養蜂業などヒグマの主要な生息地における産業活動などに被害を及ぼしている特定の個体を捕獲等する場合であって、防除によっても被害が防げない場合に限り、許可すること。

(1) 許可対象者

被害に遭われている養蜂業者などから依頼を受けた個人、又は被害を受けている者

(2) 従事者の資格

捕獲等に従事する者は、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を、わなを使用する場合はわな猟免許を所持する者であり、次の要件のいずれかを満たしていること。

ア 許可申請日前1年以内に法第55条第1項に規定する北海道知事の狩猟者登録を受けている 者

イ 捕獲等により損害が生じた場合の賠償能力を備えている者

(3) 捕獲等の数量

原則として、問題個体1頭に限る。

(4) 捕獲等の期間及び区域

捕獲等の期間及び区域は、被害をもたらしている問題個体を捕獲等するために必要と認められる期間及び区域であること。

(5) 捕獲等の方法

ヒグマの主要な生息地における捕獲等の場合は、原則として、銃器での捕獲等とする。 なお、銃器での捕獲等が困難な場合であって、被害をもたらしている個体以外を捕獲等しない対策がとられている場合に限り、はこわなでの捕獲等を認めることとする。

4 許可の条件

法第9条第5項に基づき、必要に応じ次の条件を付す。

(1)管理計画に基づく「捕獲個体分析調査」を実施するため、野生動物保護管理調査実施要領に基づき、捕獲票及び試料の提供について協力を求め、検体の回収率が低い地域であって、申請書の「捕獲等又は採取等をした後の処置」欄に検体提供が明示されていない場合

条件:「捕獲個体は、可能な限り検体として提供すること。」

(2)管理計画に基づく、地域別の捕獲上限数の適正管理を図るため、前年度にヒグマ捕獲票の提出が滞っていた被許可者の場合

条件:「捕獲したときは、速やかに捕獲票を提出すること。」

※(1)と(2)の両方に該当する場合。

「捕獲したときは、速やかにヒグマ捕獲票を提出するとともに、捕獲個体は、可能な限り検体として提供すること。

(3) はこわなで捕獲等をしようとする場合であって、申請時に設置場所を明らかにした図面を添付できない場合

条件:「当該猟具を設置したときは、当該猟具及び注意看板等の設置場所を明らかにした図面 (5 千分の 1 以上の縮尺とする。)並びに「はこわな設置報告書(ヒグマ第 3 号様式)」を(※)提出すること。」

※環境生活部許可の場合:「当該地を管轄する(総合)振興局に」を追記する。

(4) わなで捕獲等をしようとする場合であって、わなでの捕獲等の状況を把握する必要があると 認める場合

条件:「くくり(はこ)わなでの捕獲等を終了した場合、わなを撤去した場合、若しくは、はこれなの入り口の開閉により捕獲作業を休止又は再開した場合は、その旨、(※)報告すること。」

※環境生活部許可の場合:「当該地を管轄する(総合)振興局に」を追記する。

第4 捕獲許可申請書類

捕獲許可申請書類は、施行細則別記第1号様式「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書」 (法人申請の場合、又は個人申請であって複数人が申請する場合は、別紙「鳥獣の捕獲等又は鳥類の 卵の採取等許可申請書(従事者)名簿」を添付)に、次の目的に応じた書類を添付すること。

- 1 生活環境被害防止目的の場合の添付書類
 - (1)施行規則第7条第1項の事由書

ヒグマの捕獲等申請事由書(ヒグマ第1号-1様式)(ヒグマ被害防止用) ただし、くくりわなを使用する場合は、ヒグマ第1号-2様式(くくりわな用)を使用する こと。

- (2)施行規則第7条第2項第1号の場所を明らかにした図面
 - ア銃器の場合
 - (7) 予察許可

捕獲区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面 なお、区域が市町村一円など図面で明らかにする必要のない場合は省略することができる。

(イ) 現に出没している個体に対応するもの、又は人身事故を起こした個体、若しくは付きまといなど人身事故を起こしそうな個体を捕獲等するもの

捕獲区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の図面に、出没地点を表示したもの

- イ はこわなの場合
 - (7) 予察許可

はこわなの設置範囲を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面 この場合、次の条件を付すこと。

条件:「当該猟具を設置したときは、当該猟具及び注意看板等の設置場所を明らかにした図面(5千分の1以上の縮尺とする。)並びに「はこわな設置報告書(ヒグマ第3号様式)」を提出すること。」

(イ) 現に出没している個体に対応するもの

はこわなの設置範囲を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面に、はこわな及び注意看板等の設置場所を記したもの

ウ くくりわなの場合

< くりわなの設置範囲を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面に、問題個体の出没地点、 くくりわな及び注意看板等の設置場所を表示したもの

(3)施行規則第7条第2項第2号のわなの構造を明らかにした図面

わなの構造等を明らかにした図面又は写真等

- (4)施行規則第7条第3項の知事が必要と認める書類
 - ア 被害状況に関する資料

ヒグマの出没状況が分かる資料

ただし、予察許可であって、前年度又は前々年度のヒグマ出没状況調査表(第3号様式) が提出されている場合は、省略することができる。

イ くくりわなの使用に関する資料

くくりわなを使用する場合は、必要に応じて、被害の状況、問題個体の特徴等を撮影した写真等

(5) 従事者証の交付申請の場合

現に許可を受けている場合であって、従事者の数を増加する場合は、施行細則別記第 1 号様式「従事者証交付申請書」に次の書類を添付すること。

- ア 別紙「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書(従事者)名簿 |
- イ 従事者の数を増加する理由書
- 2 農林水産業被害防止目的の場合の添付書類
 - (1)施行規則第7条第1項の事由書

ヒグマの捕獲等申請事由書(別紙第1号-1様式)(ヒグマ被害防止用) ただし、<<りわなを使用する場合は、ヒグマ第1号-2様式(<<りわな用)を使用する こと。

- (2) 施行規則第7条第2項第1号の場所を明らかにした図面
 - ア 銃器の場合
 - (7) 予察許可

捕獲区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面

(イ) 現に被害をもたらしている個体に対応するもの 捕獲区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の図面に、被害発生地点を表示したも の

- イ はこわなの場合
 - (7) 予察許可

はこわなの設置範囲を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面 この場合、次の条件を付すこと。

条件:「当該猟具を設置したときは、当該猟具及び注意看板等の設置場所を明らかにした図面(5千分の1以上の縮尺とする。)並びに「はこわな設置報告書(ヒグマ第3号様式)」を提出すること。」

(イ) 現に出没している個体に対応するもの

はこわなの設置範囲を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面に、被害の発生場所、は こわな及び注意看板等の設置場所を表示したもの

ウ くくりわなの場合

<<りわなの設置範囲を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面に、問題個体の出没地点、<<りわな及び注意看板等の設置場所を表示したもの

(3) 施行規則第7条第2項第2号のわなの構造を明らかにした図面

わなの構造を明らかにした図面又は写真等

- (4)施行規則第7条第3項の知事が必要と認める書類
 - ア 被害状況に関する資料

ヒグマによる農林水産業被害状況が分かる資料

ただし、予察許可であって、前年度又は前々年度の被害状況が、野生鳥獣被害調査取扱要領

の獣類(アザラシ類を除く。)による農林水産業被害状況調査表(第2号様式)により提出されている場合は、省略することができる。

イ くくりわなの使用に関する資料

くくりわなを使用する場合は、必要に応じて、被害の状況、問題個体の特徴等を撮影した写真等

(5) 従事者証の交付申請の場合

現に許可を受けている場合であって、従事者の数を増加する場合は、施行細則別記第 1 号様式 「従事者証交付申請書」に次の書類を添付すること。

- ア 別紙「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書(従事者)名簿」
- イ 従事者の数を増加する理由書
- 3 ヒグマの主要生息地における生活環境被害(人身被害)等の防止目的の場合の添付書類
 - (1)施行規則第7条第1項の事由書

ヒグマの捕獲等申請事由書(ヒグマ第1号-3様式)(ヒグマ護衛用)

- (2) 施行規則第7条第2項第1号の場所を明らかにした図面
 - ア 銃器の場合

業務区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面

イ はこわなの場合

はこわなの設置範囲を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面に、被害の発生場所、はこ わな及び注意看板等の設置場所を表示したもの

- (3) 施行規則第7条第2項第2号のわなの構造を明らかにした図面 わなの構造を明らかにした図面又は写真等
- (4) 施行規則第7条第3項の知事が必要と認める書類
 - ア 依頼書

個人申請の場合は、施行細則別記第2号様式の依頼書

- イ 捕獲等により損害が生じた場合の賠償能力を備えている証明書
- ウ 公益的な事業にあっては、事業説明書
- 工 養蜂被害などにあっては、被害状況等が分かる資料
- (5)被許可者を増加する場合

現に許可を受けている場合であって、被許可者を増加する場合は、施行細則別記第1号様式「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書」に次の書類を添付すること。

- ア 別紙「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書(従事者)名簿」
- イ 被許可者を増加する理由書

第5 許可手続き

1 総合振興局長又は振興局長の許可手続き

総合振興局長又は振興局長の許可手続きは、次の事項を除き、要領第5の1に準ずることとする。

- (1) 「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可審査票(要領別紙第3号様式)」に代わり、次のいずれかの様式により審査すること。
 - ア 「鳥獣の捕獲等許可申請審査票(ヒグマ第2号-1様式:ヒグマ・被害の防止用)
 - イ 「鳥獣の捕獲等許可申請審査票(ヒグマ第2号-2様式:ヒグマ・護衛用)
- (2) 「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可証(及び従事者証)交付通知書(要領別紙第4号様式) [裏面]の留意事項に代わり、ヒグマ第4号様式:留意事項を通知すること。
- 2 環境生活部長の許可手続き

環境生活部長の許可手続きは、要領第5の2に準ずることとし、様式の変更は、1総合振興局長又は振興局長の許可手続きの例によることとする。

3 関係機関等への許可の通知 許可の通知は要領第5の3に準ずることとする。

第64 被許可者に対する指導等

- 1 (総合)振興局長及び環境生活部長は、次に掲げる事項を被許可者に指導するものとする。
- (1)被許可者が法人である場合は、捕獲従事者に従事者証及び指示書(要領別紙第6号様式)を交付するとともに、当該従事者が指示書に基づき捕獲等を行うよう適切な指導及び監督をすること。また、 捕獲従事者台帳(要領別紙第7号様式)を整備すること。
- (2) 人間の生活圏域における生活環境被害防止目的の捕獲等に当たっては、出没するヒグマに対して迅速に対応できるよう駆除実施隊等を編成するとともに、人身事故等の発生防止に万全を期し、できる限り複数で行動すること。
- (3) ヒグマの主要な生息地における捕獲等に当たっては、原則として、穴狩りは行わないこと。また、護衛目的の捕獲等に当たっては、可能な限り追い払いに努め、遭遇した個体を問題個体と判断した場合は、判断した詳細な理由、及び対応結果(追い払い、捕獲行為、手負い追跡等)を報告すること。
- (4) 関係法令及び許可の内容を遵守するとともに、垣、柵、その他これに類するもので囲まれた土地、 又は作物のある土地、若しくは森林内で捕獲等をする場合は、あらかじめ、その土地の占有者又は森 林管理者等の承諾又は許可等を得ること。
- (5) 捕獲等をするときは、許可証等を携行するとともに捕獲目的を表した腕章を着用すること。
- (6) わなを使用する場合は、わなごとに見やすい場所に標識(住所、氏名又は名称、許可した知事名、 許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獣の種類を記載したもの)を表示すると ともに、わなの設置について地域住民等へ周知し、人身事故の防止に万全を期すこと。
- (7) くくりわなでヒグマを捕獲等した場合は、捕獲した個体が、対象とした個体であったかどうかの検証を行い報告すること。
- (8) 法第15条の許可を受け、従事者が鉛弾を使用する場合は、在庫管理を適切に行い、定期的に弾丸の管理数を報告すること。
- (9) 捕獲したときの処理等については、次の事項を遵守すること。
 - ア 捕獲したときは、速やかに「ヒグマ捕獲票」(野生動物保護管理調査実施要領【様式1】)を提出するとともに、捕獲個体は、可能な限り検体として提供すること。
 - イ 捕獲物は、施行規則第 19 条の環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等をした場所への放置は 認めないこと。
 - ウ ヒグマは、ワシントン条約(CITES)附属書Iに掲載され、国際取引を行う場合は、国内で適法に捕獲されたこと証明する必要があります。適法に捕獲した個体を製品化する場合は、「クマ類製品化登録申請書」を道に申請し、交付された目印票(タッグ)を装着することにより、国内で適法に捕獲されたものである証明になること。
 - エ 錯誤捕獲(ヒグマ以外の鳥獣を捕獲した場合)した個体は、原則として所有及び活用はできない こと。また、放鳥獣の検討を行うこと。
 - オ 捕獲個体の処理方法が捕獲許可申請書に記載された方法と異なる場合は、法第9条第1項の規定 に違反するおそれがあること。
- (10) 捕獲許可が取り消され、又は失効し、若しくは有効期間が満了したときは、それらの日から起算して30日を経過する日までに、許可証等を捕獲結果報告書(要領別紙第8号様式)に添えて返納すること。また、許可証等の再交付を受けた後において、亡失した許可証等を発見し又は回復したときは、当該許可証等を速やかに返納すること。
- 2 (総合)振興局長は、第3の4(3)のはこわな設置報告書が提出された場合は、内容を確認し、必要に応じて、設置方法などを指導すること。

- 3 被許可者は、捕獲許可の内容(捕獲方法、捕獲区域など)に変更を生じる見込みがある場合は、速やかに(総合)振興局長及び環境生活部長の指示を仰ぐこと。
- 4 (総合)振興局長又は環境生活部長は、第3-3 (1)アに基づき捕獲許可を受けた者又は法人の従事者が、許可期間中において所持する狩猟免許又は北海道知事の狩猟者登録の有効期間が満了した場合、若しくは、賠償能力が無くなった場合は、すみやかに更新等を行うか若しくは許可証等の返納するよう指導すること。

第7 その他

行政処分は要領第7に、許可台帳の整備は要領第8に準ずることとする。

附 則

1 この取扱方針は、平成30年 月 日から施行する。

(ヒグマ第1号-1様式) (ヒグマ被害防止用(くくりわなを除く))

ヒグマの捕獲等申請事由書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者の印

ヒグマによる生活環境、農林水産業被害の防止を目的に、ヒグマの捕獲等をする事由は、次のとおりです。

	請頭		一	9(0) 200 9 2 9
	生活環境被害の防止			
	出	過去の出没状況		
被	没	過去の捕獲等の状況		
害防	状 況			
止 の		 出没区域		
	農林	水産業被害の防止		
的	被	被害発生の時期		
	害	被害発生区域(場所)		
	状	被害の内容		
	況	(被害作物等)		
	○銃器			
	・駆除隊の班数、隊員数			
捕	Oはこわな			
獲	- E	2置するはこわなの形状		
等の	最大設置個数•管理体制			
方法等	鉈	浩 での対応状況		
	初	と		
	排	i獲後の止めさし体制		
	備	考		

- (注) 1 この様式は、人間の生活圏域における生活環境被害、農林水産業被害の防止目的の捕獲許可申請に 適用する(くくりわなでの捕獲を除く。)。
 - 2 申請書には、捕獲区域を明らかにした図面(原則として2万5千分の1又は5万分の1の縮尺とする。)を添付すること。ただし、市町村一円など区域が明らかな場合は省略することができる。
 - 3 過去の出没状況や被害の状況が、野生鳥獣被害調査取扱要領の獣類による農林水産業被害状況調査表 (第2号様式)及びヒグマ出没状況調査表(第3号様式)により把握できる場合はその旨を記載し、 被害状況資料の添付を省略することができる。
 - 4 はこわなで捕獲等をする場合は、その構造を表した図面を添付すること。

(ヒグマ第1号-2様式) (ヒグマ被害防止用(くくりわな用))

ヒグマの捕獲等申請事由書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者の印象を表現しています。

くくりわなを使用して、ヒグマの捕獲等をする事中は、次のとおりです。

			度もとうも手曲は、外のとものうです。
		問題個体の段階レベル	
		及びその判断理由	
捕獲	しよ	問題個体の出没状況	
うと	する	被害の発生状況及び被	
個体	の特	害防除対策の内容	
徴		捕獲対象とするヒグマ	推定雌雄: 前掌幅:
		の特徴(前掌幅等)	その他の特徴:
< <	りわ	銃器での対応状況	
なに	よる	 はこわなでの対応状況	
	の必	はC174 C07XJMikA流	
要性		くくりわな使用理由	
捕獲	場所及	び選定理由	
			くくりわな(形状:
			大きさ(短径: 長径:)
捕	及び設	设置個数	設置個数:
獲	安全管	亞理体制	• わなの巡回頻度:
等			わなの巡回体制:
の			• 注意喚起標識の設置計画:
方			・その他の安全確保対策:
法等	捕獲後	の止めさし体制	
	捕獲し	た個体が、捕獲しよう	
	とした	- 問題個体であったかど	
	うかの	検証方法	
	備	考	

- (注) 1 この様式は、くくりわなでのヒグマの捕獲許可申請に適用する。
 - 2 申請書には、くくりわなの設置範囲、問題個体の出没地点、くくりわな及び注意喚起標識の設置場所を表示した縮尺5千分の1以上の図面、くくりわなの構造を表した図面又は写真等を添付すること。
 - 3 その他、必要に応じて、被害の状況、問題個体の特徴等を撮影した写真等を添付すること。

ヒグマの捕獲等申請事由書

平成 年 月 日

北海道知事 様

依頼者 印

ヒグマによる生活環境被害の防止を目的に、鳥獣の捕獲等をする事由は、次のとおりです。

	/ 1000年/1000年/100日の別土で	にいって、心臓がらがはをなるものもには、かんりにもなっても。
申請頭数及びその理由		頭数: 理由:
	施設の保守・点検目的	施設名:
被	施設名	区域:
害	•区域(規則第7条第1項第7	期間:
防	号の区域を含む場合はそ	
止	の名称等)	
の	•業務期間	
	森林内業務等目的	業務名:
的	• 施設名	区域:
	・区域(規則第7条第1項	期間:
	第7号の区域を含む場	
	合はその名称等)	
	• 業務期間	
	•その場所以外では目的を	
	達成できない理由	
捕獲	方法(銃器の種類)	
ヒグマに遭遇しないための取組		
遭遇	(目撃)した場合の対応方針	
	備考	

- (注) 1 ヒグマの主要生息地における生活環境被害(人身被害)の防止目的の捕獲許可申請に適用する。
 - 2 業務区域が分かる図面を添付してください。

(ヒグマ第2号-1様式)

鳥獣の捕獲等許可申請書審査票(ヒグマ・被害の防止用)

	項目	申請内容	審査基準	適	否
			○市町村		
	商 否請 者	代表	〇環境大臣の定める法人(農業協同組合・森林組合)		
	捕獲等に従事する		口北海道の狩猟者登録を受けている者		
適	者	略	口出没に対して速やかに出動できる地域に居住している者		
		ほか名	口賠償能力を備えている者		
		◇人数	〇市町村の駆除実施隊員として必要な人数		
	適 否	班	○農林業被害対策に必要な人数		
		名	口出没に際して迅速に対応できる体制による人数		
	捕獲等の種類	(種類名) ビグ	口近年の捕獲実績により想定される頭数以内(近年の最大捕獲数 頭)		
適	及 び 数 量	(数量) 頭	□地域別の捕獲上限数以内であること(地域: 上限目安頭数 頭)		
	捕獲等の目的	◇生活環境被害の防止	〇ヒグマ出没状況調査表(第3号様式)により出没が想定されること。	•	
適	否		○獣類による農林水産業被害状況調査表(第2号様式)により、被害の発生		
		◇農林水産業被害の防止	が予察されること。		
			口被害防除対策によっても防止できないと認められるものであること。		
	捕獲等の期間	平成 年 月 日から	○生活環境被害防止の予察許可である場合は、過去の出没情報の期間内		
適	否	平成 年 月 日まで	(冬眠開けから冬眠に入るまでの間) であること。		
		(ケ月間)	○農林水産業被害防止の予察許可である場合は、過去の被害発生状況から期		
		◇ (狩猟期間・冬眠期間)	間うち、被害の発生が生じると想定される期間。		
		(日間)	○狩猟期間又は冬眠期間中に許可を必要とする理由が適正であること。		
適	捕獲等の区域	(本)村首为一円	○市町村の管轄区域一円		
,,,,,,	Ц	〈隣接世村/区或含む	〇隣接市町村の区域を含んでいる場合は承諾を得ていること。		
		〈農(材)館業酒地或びろの周辺	〇被害等の発生状況に応じた必要かつ適切な区域であること。		
	(法第35条の場 ◇特定猟具使用禁止区域		口他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合で、かつ事故防止上の安全		
	所での捕獲等)(が確保されること。		
	(規則第7条第	◇鳥獣保護区(□捕獲等の必要性が認められるものであること。		
		◇公道 ◇社寺境内 ◇墓地	口国指定鳥獣保護区が除かれていること。(環境省権限)		
	での捕獲等)	◇公園その他類する場所	「ひ道 は道)」」からの発动想話されますの	•	
	(猟区内での捕獲)		□猟区設定者の承認を得ていること。		
>-4- -		1	□法第36条の危険猟法(爆発物・劇薬・毒薬)は用いないこと。		
適		の他の銃(ハーフライフリング))	ただし、環境大臣又は知事の許可を受けた場合はこの限りでない。 	ļ	
	用具の種類)	◇わな (はこわな)	口被害防除対策が適切であり、銃器での捕獲が困難であること。		
	適否		口最大設置個数を適切に管理できる体制であること。		
			口捕獲後の止め刺しが適切に行われるものであること。	ļ	
適	否	◇わな (<<りわな)	口接36条の間剣法(つり上方はくりかな)は用、ないこと。		
ļ	П		は記念されていません。		
			口捕薬家として問題は各浦賞するさんてくいからの使用が必要を認かられること。		
			日前後の11対刺り適切に行われ、安敦策が図られていること。		
適	添付書類	◇事由書			
旭	白	◇構造図	口構造図(わな捕獲の場合)		
	*		□区域図等(銃器による市町村一円の区域の場合は省略することができる)	<u> </u>	
	許可についての意		- Charles Children Color		
	○捕獲等の必要性は認められ、申請どおり許可するのが適当と思料される。				
	○捕獲等の必要性は認められるが、許可に当たっては次の条件(又は制限)を付すことが必要と思料される。 ↓				
	○次の理由により捕獲等の必要性は認められない。				
	()		

- 注1 「O」については、該当するいずれか一つを黒く塗りつぶす(●)こと。
 - 2 「◇」及び「□」については、該当するもの全てを黒く塗りつぶす(◆又は■)こと。
 - 3 審査対象外の項目欄については斜線を引き、また、不要な字句等については、一線で見消しすること。

(ヒグマ第2号-2様式)

鳥獣の捕獲等許可申請書審査票(ヒグマ・護衛用)

	項目	申請内容	審査基準	適	否
Ī		名称	○国•道•市町村		
	1 古清 者	代表	○環境大臣の定める法人(農業協同組合・森林組合)		
			〇ヒグマの生息地に業務として行くことが必要な者から依頼を受けた者		
Ī	捕獲等に従事す	◇資格	□北海道の狩猟者登録を受けている者		
商	忍 者	路	□業務に同行できる者		
	ы	ほか 名	□賠償能力を備えている者		
			□業務区域に応じて必要な人数		
	適 否	班名			
ŀ	捕獲等の種類	(種類名) ピグ			
	及び数量		□必要最低限の頭数であること。		
		◇全員で 頭	□地域個体群の存続に影響を及ぼさない頭数(メス年上限目安頭数 頭)		
-	捕獲等の目的	◇施設の保守・点検業務	口施設の保守・点検目的であり、銃器を携行した者の同行が必要と認められる		
		(業務名:	業務		
			□過剰な捕獲を防止する措置が図られていること。		
	適否		(曹禺防止対策:)		
			(追い払い対策:)		
		 ◇森林内業務等	□森林内での業務目的であり、銃器を携行した者の同行が必要と認められる業		
		(業務名:	終		
			- 3-2 □過剰な捕獲を防止する措置が図られていること。		
			(遭遇防止対策:		
			(追い払い対策:		
ŀ	捕獲等の期間	平成 年 月 日から	○業務期間に応じた必要と認められる期間であること。		
.	否	平成 年 月 日まで			
j		(ケ月間)(日間)			
	捕獲等の区域	◇海線が線又施め周辺	○施設の位置が明確に表示されていること。		
商	否	〈森横短或どの周辺	○施設に到達するまでの区間が必要と認められる区間であること。		
		◇老の地()	○森林業務区域が明確に表示されていること。		
			○周辺区域が適切な範囲であること。 (100~500m)		
	(法第35条の場	◇特定猟具使用禁止区域	□他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合で、かつ事故防止上の安全が		
	所での捕獲等)	()	確保されると		
	(規則第7条第	◇鳥獣保護区()	□銃器を携行する必要性が認められるものであること。		
	1項第7号の場	◇公道 ◇社寺境内 ◇墓地	□国指定鳥獣保護区が除かれていること。(環境省権限)		
	所での捕獲等)	◇公園その他類する場所	口道 登堵・住場が通うる抜き 上がきれる第		
	(猟区内での捕獲)	∅∭ 区()	□猟区設定者の承認を得ていること。		
	捕獲等の方法	◇銃器(ライフル銃・散弾・その	□法第36条の危険猟法(爆発物・劇薬・毒薬)は用いないこと。		
適	(で)	他の銃(ハーフライフリング))	ただし、環境大臣又は知事の許可を受けた場合はこの限りでない。		
•	佐	住 所	○業務実施者		
		代表者	〇国、地方公共団体、環境大臣が定める法人		
-	添付書類		口脏		
適	否	◇区域図等			
	許可についての意	意見、参考事項等)	, == 5		
	○捕獲等の必要性	生は認められ、申請どおり許可する	のが適当と思料される。		
	○ ○ の				
	〇次の理由により捕獲等の必要性は認められない。				
)				
ľ	◇参考事項	 頁			
	()		
L					

- 注1 「O」については、該当するいずれか一つを黒く塗りつぶす(●)こと。
 - 2 「◇」及び「□」については、該当するもの全てを黒く塗りつぶす(◆又は■)こと。
 - 3 審査対象外の項目欄については斜線を引き、また、不要な字句等については、一線で見消しすること。

はこわな設置報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者 (代表者)

ヒグマ捕獲のため、次のとおり「はこわな」を設置したので、報告します。

の言	デマ捕獲(はこわな) 中可年月日・番号及び 可の有効期間	許可年月日: 平成 年 月 日 許可番号:() 第 号 有効期間: 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
わ	設置場所	
な の 設	設置予定期間	設置年月日: 平成 年 月 日撤去予定年月日: 平成 年 月 日
置状	設置の理由 ・ ヒグマ出没状況	
況	・被害の状況	
	・被害防除対策	
	・銃器で対応 できない理由	
		巡回頻度
	わなの巡回	巡回体制
		設置箇所数
	標識の設置状況	表示(注意喚起)内容
備	考	

注1: 当該猟具及び注意看板等の設置場所を明らかにした図面(5千分の1以上の縮尺とする) を添付してください。

注2:巡回頻度は「1日〇回」など、巡回体制は「市町村職員、猟友会員など〇名1組による〇班体制」など具体的に記載すること。

(ヒグマ第4号様式)(交付通知書裏面)

ヒグマの捕獲等に当たっては、次に留意してください。

- 1 従事者証の交付を受けた場合は、従事者に対し、当該従事者証及び「指示書」を交付し、当該従事者 が指示書に基づき捕獲等を行うよう適切な指導及び監督を行ってください。また、捕獲従事者台帳を整 備してください。
- 2 人間の生活圏域における生活環境被害を防止目的の捕獲等に当たっては、出没するヒグマに対して迅速に対応できるよう駆除実施隊等を編成するとともに、人身事故等の発生防止に万全を期し、できる限り複数で行動してください。
- 3 ヒグマの主要な生息地における捕獲等に当たっては、原則として、穴狩りは行わないでください。 また、護衛目的の捕獲等に当たっては、可能な限り追い払いに努め、遭遇した個体を問題個体と判断 した場合は、判断した詳細な理由、及び対応結果(追い払い、捕獲行為、手負い追跡等)を報告してください。
- 4 関係法令及び許可の内容を遵守するとともに、垣、柵、その他これに類するもので囲まれた土地、又は作物のある土地、若しくは森林内で捕獲等をする場合は、あらかじめ、その土地の占有者又は森林管理者等の承諾又は許可等を得てください。
- 5 捕獲等をするときは、許可証等を携行するとともに捕獲目的を表した腕章を着用してください。
- 6 わなを使用する場合は、わなごとに見やすい場所に標識(住所、氏名又は名称、許可した知事名、許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獣の種類を記載したもの)を表示するとともに、わなの設置について地域住民等へ周知し、人身事故の防止に万全を期してください。
- 7 くくりわなでヒグマを捕獲等した場合は、捕獲した個体が、対象とした個体であったかどうかの検証 を行い報告してください。
- 8 法第 15 条の許可を受け、従事者が鉛弾を使用する場合は、在庫管理を適切に行い、定期的に弾丸の 管理数を報告してください。
- 9 捕獲したときの処理等については、次の事項を遵守すること。
 - ア 捕獲したときは、速やかに「ヒグマ捕獲票」(野生動物保護管理調査実施要領【様式1】)を提出するとともに、捕獲個体は、可能な限り検体として提供してください。
 - イ 捕獲物は、施行規則第 19 条の環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等をした場所への放置は認められません。
 - ウ ヒグマは、ワシントン条約 (CITES) 附属書II に掲載され、国際取引を行う場合は、国内で適法に 捕獲されたこと証明する必要があります。適法に捕獲した個体を製品化する場合は、「クマ類製品化登 録申請書」を道に申請し、交付された目印票(タッグ)を装着することにより、国内で適法に捕獲さ れたものである証明になります。
 - エ 錯誤捕獲した個体は、原則として所有及び活用はできません。放鳥獣の検討を行ってください。
 - オ 捕獲個体の処理方法が捕獲許可申請書に記載された方法と異なる場合は、法第9条第1項の規定に 違反するおそれがあります。
- 10 捕獲許可が取り消され、又は失効し、若しくは有効期間が満了したときは、それらの日から起算して 30日を経過する日までに、許可証等を捕獲結果報告書(要領別紙第8号様式)に添えて返納してください。また、許可証等の再交付を受けた後において、亡失した許可証等を発見し又は回復したときは、当該許可証等を速やかに返納してください。
- 11 被許可者は、捕獲許可の内容(捕獲方法、捕獲区域など)に変更を生じる見込みがある場合は、速やかに(総合)振興局長及び環境生活部長の指示を仰いでください。